

第204回統計委員会議事録

1 日 時 令和6年4月17日（水） 16:01～18:04

2 場 所 中央合同庁舎第2号館8階第1特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、牧野 好洋、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部長、
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：佐藤総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、
辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第183号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (2) 諮問第184号の答申「疾病・傷害及び死因の統計分類の一部変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 令和7年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について
- (5) 船員労働統計調査について
- (6) 建物着工統計調査について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第204回統計委員会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、開催に当たりまして、事務局に人事異動がありました。紹介させていただきます。統計委員会担当室長に着任されました谷本室長でございます。御挨拶いただければ幸いです。

○谷本総務省統計委員会担当室長 ただ今御紹介にあずかりました、この4月1日に担当室長に着任いたしました谷本信賢と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。本日は議事次第のとおり、答申、部会報告などについて説明がございます。本日は、このような議事にさせていただきたいと考えます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は事務局におきまして、お手元の画面、ウェブ参加者の皆様はウェブ画面上に資料を投映させていただきます。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者の皆様などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願い申し上げます。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第183号 農業経営統計調査の変更の答申案について、産業統計部会部会長の樋先生から、御説明をよろしくお願いいたします。

○樋委員 樋でございます。

それでは、農業経営統計調査の変更に関する答申案について、御説明いたします。1月の委員会で諮問された後、予備日に加えて追加の部会を開催し、更に書面審議を行っており、答申案の取りまとめまでに非常に長時間を要しております。

2月と3月の委員会において、部会で了承された方向性を御報告した部分につきましては、その際の報告のとおりの方で答申案をまとめておりますので、この場では4回目と5回目の部会審議の結果、意見を付けた部分を中心にポイントを絞って説明させていただきたいと思ひます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。冒頭の「(1)承認の適否」という部分は、通常は申請に対する全体評価を簡潔に記載する部分です。しかし、今回は前例と異なってかなり長いものになっており、2ページ目以降の「(2)理由等」などの部分について先に説明した方が、この部分の背景がよくお分かりになると思ひますので、冒頭部分の説明は後回しにさせていただきます。

まず、「(2)理由等」から始めさせていただきたいと思ひます。この場では民間委託の導入、調査事項の見直し、公表時期の再変更という3点を重点的に説明いたします。

最初は、民間委託の導入についてです。今回の変更案につきましては、2ページ目の下に図表1があります。ここで整理しておりますが、現在は地方農政局等を経由して調査が行われておまして、様々な回答方法が用意されております。実態としては、8割以上の報告者からは職員や統計調査員による聞き取り、答申案では他計方式と呼んでおりますが、この方法によって回答が得られております。

今回の変更により、図表1の①にありますが、この部分に該当する報告者については、民間委託を導入するとともに、引き続き様々な回答方式を用意しつつも、原則として、報告者自身が調査票に記入するという自計方式として、郵送で返送していただくということ

を計画しております。

この変更につきましては、3ページ目の中段辺りにcとありますが、まず、現状の調査方法の維持が困難になっていることを踏まえた方策であるということ、それから、本調査では5年間にわたって同じ回答者に回答をお願いしており、現在、令和4年調査の際に選定された報告者が回答を継続中です。今回変更することによって、この5年間で回答を継続している途中である令和6年調査から、民間委託を導入することになるわけですが、これによってii)に列挙しておりますとおり、今、変更することで民間委託の導入に伴う影響を小さくすることができるということや、次回標本替えが行われる令和9年調査に向けて、いろいろとノウハウを蓄積することができるということなどから、変更の必要性については理解できると判断いたしました。

しかし、dの部分になりますが、審議の過程では他計方式で回答を得ている調査を民間委託による郵送・自計方式に変更するということに対しまして、円滑な調査の実施や結果精度への影響の観点から、様々な意見がございました。そこで、「このため」という段落にありますように、変更後の初回調査となります令和6年調査を行うに当たっては、調査方法の変更に伴う影響の検証が必要であり、それを行うために、回収率や疑義照会・督促の状況などの実績を詳細に把握することが必要であるということを指摘しております。

次に4ページ目にまいりまして、調査事項の整理・削減についてです。詳細は割愛しますが、今回、答申案の11ページ目以降に別紙2とありますが、ここで整理しておりますように、調査事項について削減して、かなり広範囲の変更が予定されております。変更の背景や経緯につきましては、資料1の4ページ目に戻っていただいてbの部分で整理しておりますが、省内などでその利用・活用上の意見を聞き、試行調査も行い、その結果を受けて再調整するということで、段階を踏んで変更計画がまとめられたという経緯があります。

従いまして、cの第1段落目に記載しましたように、この変更について、全体の方向性については容認できるとしております。しかし、今回から聞き取りではなく、報告者自身で調査票に記入していただくという自計方式を原則とすることや、次回の標本替えの際には、新たに報告者になる方に対して回答を求めることになるなどの影響が懸念されるということから、調査事項や調査票について一層の検討や改善を求める意見もございました。このため、令和9年調査に向けた検討事項ということで指摘しております。

次に、8ページ目の公表時期の変更のところになります。aに経緯を記載しておりますが、前回の変更申請、つまり、令和3年の変更申請の際に、公表の実態を踏まえて、10月から12月に概要結果の公表時期を繰り下げているのですが、これをまた10月に戻すというのが今回の申請内容でございました。この変更については、cのところにありますように、精度を確保した上で公表を早期化するという自体は一般に推奨すべきものですし、公表を早期化しようとする姿勢自体を否定するわけではございません。しかし、今回は①から③に列挙しておりますように、本調査として初めて民間委託を導入して、委託業務が広範にわたることから、想定しているとおり事務が遂行できないという場合も考えられるわけでありまして、民間委託導入による影響の分析もする必要があります。

このような状況の中で、民間委託を導入することで、直ちに事務が効率的になって公表

早期化が実現できるというふうに軽々に判断することはできないのではないかと部会では考えました。このため、dの「したがって」の段落が結論となります。精度を確保した公表の早期化が実際に行えそうだという状況であれば、それはやっていただいて構いませんが、現時点では状況が極めて不透明、不明確であるわけで、この時点で無理をせずに、現行の調査計画である12月に据え置いたままにすることが適当であると判断いたしました。

以上が変更事項について主立った部分の審議結果です。

次に、今回の変更を受けて今後どのような対応が必要かということについて記載した今後の課題を説明いたします。答申案では9ページ目になります。

対応する時系列に従いまして、(1)から(3)に分けて記載しております。まず(1)ですが、変更直後の令和6年調査につきましては、今回の部会審議で様々な意見があったことも踏まえて、民間委託による調査結果への影響を検証し、その結果を公表するとともに、それらについて統計委員会で説明していただくことも求めています。

次に(2)ですが、次回標本替えが行われる令和9年調査では、調査計画の大きな変更が見込まれることとなりますので、その変更申請に向けて検討を行っていくことを求めています。具体的な検討事項は民間委託導入後の状況によっては追加されることもあると思いますので、答申案では、現時点で想定される事項を列挙するという形で記載しております。

最後に(3)ですが、本調査は農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査ということもありまして、令和9年の見直しで計画の見直しを完了するわけではなくて、その先においても、持続可能性の観点も含めてどういう調査であるべきかというような検討が続いていくと考えます。そこで、将来を見据えた検討の必要性についても言及させていただいております。

以上が今回の審議から得られた今後の課題であります。

以上で、部会の審議における個別の事項について、主立った結果について説明しましたが、これらを踏まえまして、どのように全体評価をしたのかというのが、答申案冒頭にあります「承認の適否」というところになります。1ページ目に戻っていただきまして、冒頭にも触れましたが、この部分は一般的に「承認して差し支えない」という定型句で簡潔に記載されるのが普通です。しかし、今回の場合、前回変更からそれほど時間がたっていない中で、再度変更申請が行われたこともありまして、今回の変更申請の位置付けを明確にするためには、本調査の概要や前回変更時からの経緯についても、簡単ではありますが、改めて言及しておく必要があると考えました。そこで、あまり前例のない構成だと思いましたが、調査の概要、前回変更からの経緯、それから答申案の主文に該当します全体評価という構成にすることといたしました。

そして、2ページ目の全体評価の部分ですが、まず、職員や調査員による聞き取りを中心とした現在の調査方法の維持が困難になってきているという状況を踏まえまして、今回の変更申請については、今後もこの調査を継続するための方策として理解できる部分が多いというふうにいたしております。今回の結論は調査を取り巻く背景を踏まえて、変更の方向性を認めつつ、統計委員会から付ける様々な留意事項や課題について対応していただ

くということを前提とした、条件付き承認であると考えております。

しかし、調査の実施方法をはじめ、大きな変更を行うことに伴う懸念が非常に多く示されたということも事実であり、審議を終えた全体評価として、「承認して差し支えない」というフレーズで総括するのは難しいのではないかと考えました。これらを考慮して、結論である「したがって」の部分では1（2）の理由等や3の今後の課題に掲げた指摘、課題に対応することを前提として「承認することをやむを得ない」と判断するというふうにいたしました。

答申案の説明は以上ですが、以下、少々個人的な考えを加えて説明させていただきたいと思えます。この答申案の全体評価の文案を検討する過程では、「やむを得ない」ということのほかに、「承認することを容認する」という文案もございました。しかし、私としては、「容認」という表現では、統計委員会として判断を明確にしないで判断を回避していると、総務大臣に承認の可否の判断を委ねているように見えてしまうのではないかと懸念いたしました。このため、様々な意見もあった中で、差し支えないとは言えないのですが、承認すべきであると判断している、という趣旨ができるだけ伝わるような表現として、「やむを得ない」ということを原案として採用して、部会に所属されている皆さんの理解を得たところです。

ただ、私のこの思いどおりに受け取られたかどうかは分かりません。ややネガティブな響きがあるのではということも少し心配しておりますが、私が原案に込めた思いはこういうことだということを、ここで申し述べておきたいと思えます。

冒頭にも申し上げましたとおり、今回は部会の回数を多く追加いたしまして、長時間にわたって議論を重ねてまいりました。審議の過程で議論がなかなか収束しないということもございましたが、様々な制約の中で、現実的でよりよい調査をするためにはどうすればよいのかということを皆さんが本当に真剣に考えていただいたからこそ、これだけ長時間の審議が必要になったと私は考えております。

本日、答申案を御報告することができましたのは、部会の審議や委員の思いを受けて本当に真摯な検討をしていただき、それから様々な制約の中で、恐らく様々に大変困難なことがあったと思えますが、可能な限りの対応を約束してくださいました農林水産省の方々、審議に長時間にわたり参加していただきました委員の皆様、事務局の皆さんのおかげです。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

個人的な思いを申し上げて、長くなって申し訳ございません。私からは以上です。

○樫委員長 部会の報告並びに今回の答申案につきまして、非常に丁寧に御報告いただいて、考え方の基本も含めて報告いただいたかと存じます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

清原先生、よろしくお願ひします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

ただ今、樫部会長の丁寧な御説明をいただきまして、いかに熱心に部会で御審議をいただいたか、そして答申案の言葉1つ1つに含む意味も検討しながら、最終的な提案をして

いただいたものと重く受け止めております。

農林水産業をめぐる課題は本当に深刻な状況にあるということが前提にあり、その中で的確な統計を作成していく、持続可能性を検討した上での変更申請であったと受け止めておりますが、そこに隠されている懸念を少しでも払拭して、より適切な公的統計を作成していくための項目がこの丁寧な検討の中に込められていると思いますし、今後も民間委託の調査が増えていく中であって、留意すべき点についても示唆をいただいたものと受け止めて、この答申案に賛同いたします。

皆様の御努力に敬意を表します。どうもありがとうございます。

○樫委員長 御意見ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと存じます。今回の申請では、これまで主に農林水産省の職員や調査員による聞き取り、他計方式とありましたが、他計調査で回答を得ていたのに対して、民間委託を導入するとともに、郵送で自ら調査票に書いていただく自計方式を原則とするなど、非常に大きな変更事項が多々あり、今もありましたように、部会も予定の回数を増やして対応していただいたとのこと。私からも、産業統計部会所属の皆様方には御負担をかけたということについて、恐縮であると同時に、敬意を表したいと思います。

審議の過程では、変更内容に対して、円滑な調査の実施や結果精度確保の観点から懸念する意見が少なくなかったとのことでしたが、一方で、農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査であるという位置付けから、調査は継続しなければならないことは明らかです。今回の答申案におきまして、多くの留意点や課題を付した上で、承認することはやむを得ないと判断された背景には、これら様々な制約や要請に配慮しなければならないという、かなり審議自体が持つ困難さがあつたと拝察する次第です。

農林水産省におかれましては、答申に沿って、今後の調査を慎重かつ丁寧に進めていただくとともに、各ステップで段階ごとに求められる検討を着実に積み上げていただきたいです。統計委員会といたしましても、農業部門の重要な統計調査が今後も時代に合わせて改善し、しかも継続可能であるということについて、委員会自らコミットしてまいりたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。農業経営統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりとさせていただきます。

部会長の樋先生をはじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での非常に真剣な審議をいただいたこと、それから、非常に御負担の重い審議であったことに感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

○樋委員 どうもありがとうございます。

○樫委員長 それでは、次の議事に入らせていただきます。諮問第184号 疾病、傷害及び死因の統計分類の変更の答申案につきまして、統計基準部会部会長の菅先生から御説明を

よろしくお願ひいたします。

○菅委員 それでは、疾病、傷害及び死因の統計分類の変更の答申案について御説明いたします。

本件につきましては、3月の統計委員会において諮問された後、統計基準部会における審議を経て、資料2のとおり答申案を取りまとめております。

まず1変更の適否は、諮問のとおり、変更して差し支えないとしております。

2理由等としまして、世界保健機関が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して行われるものであることから、適当であるとしております。

なお、樫委員から、諮問内容とは異なる今後の統計基準の審議の留意事項的な指摘として、今回は時間的な余裕もあるが、早急に結論を出すべきときなどにおいては、部会長の判断で軽微的な扱いとして部会審議をしないことも検討してはどうかとの御意見がありました。この点は、その後総務省に事実を確認しましたところ、①基幹統計調査の変更については、統計法上、統計委員会が軽微と認める事項の諮問を要さないものとされている。②一方で疾病分類のような統計基準の変更については、基幹統計調査とは異なり、諮問を要さない事項としての軽微は定めておらず、必ず諮問が必要。③諮問審議の中で部会審議を行うかどうか自体は、統計委員会で決定した統計委員会部会設置内規により、委員長が特に必要と認めるときは部会に付託せず、統計委員会で審議することができるかとされています。

今後、御指摘のように論点が少ない、または時間が限られているなどのケースで、委員長とも御相談しながら部会付託をするかどうかなど、判断されていくものと考えております。

私からの説明は以上であります。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

今後の審議の進め方につきまして、答申とはまた別ですが、御意見を頂戴したことについては委員長判断が非常に重要ですので、私の方で真摯に受け止めさせていただければと思っております。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと存じます。今回の変更は、エマージェンシーコードについてWHO、世界保健機関から示された名称に対応するために、統計基準として明確に名称を設定するということとなります。本分類は、公的統計以外に電子カルテの作成など、医療の分野で幅広く利用されている重要な分類と存じます。これらの対応によりまして、引き続き疾病、傷害及び死因の統計分類が活用されることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと存じます。疾病、傷害及び死因の統計分類の変更についての本統計委員会の答申は、資料2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、答申案のとおりとさせていただきたいと思います。菅部会長をはじめ、統計基準部会に所属された委員の先生方、皆様方、部会での審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会での審議状況につきまして、福田部会長から御報告よろしくお願いたします。

○福田委員 それでは、御報告を申し上げます。3月25日に行われました第36回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について御報告します。

資料3を適宜御覧ください。なお、資料のページ番号は、中央の下に1/42といったような形で表示しております。

1ページを御覧ください。第36回部会では、大きく分けて5つの問題を議論いたしました。

1つは、アウトプット型建設デフレーターの実装化に関してです。時間的な制約もありますので、詳細は割愛させていただきますが、ポイントを説明させていただきたいと思います。アウトプット型建設デフレーターの実装化についてですが、第Ⅳ期基本計画の別表課題の1つ、建設デフレーターに関わるアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえて、残された課題等の検討を進め、国民経済計算の基準改定における実装を目指すというものでございました。

現行の国民経済計算ではどうなっていたかということ、基本的に投入型の建設デフレーターが使われています。すなわち雇用者報酬とか、あるいは中間材の価格の上昇というのがデフレーターに反映されますが、営業余剰や生産・輸入品に関わる税などの付加価値の部分が推計対象外となっております。その結果、物価指数と名目産出額のカバレッジが一致しないという問題があり、それがバイアスを生み出しているのではないかという懸念がございました。

そこで内閣府は、統計委員会担当室のワーキングペーパーを参考に、令和4年8月の企画部会第1ワーキンググループにおいて、数種類のアウトプット型建設デフレーターの試算結果を報告していただきました。そこでは、付加価値勘案法を用いたデフレーターの次期基準改定での実装を目指して引き続き検討を進めるとされまして、今回、その検討結果について内閣府から報告をいただいたところです。

実装化の方針は4ページに記載されているとおりで、資料5ページ及び10ページを適宜御覧ください。結論としては、建設、土木、建設補修の全ての形態に包括的に適用できる、品質調整も他の方法と比べて優れている面がある、作業負担を抑えた形で推計可能である、デフレーターの動向の要因分解が可能であるということで、これまでの投入型のデフレーターよりも実勢を反映できるというものでした。

この方針に基づきましたアウトプット型建設デフレーターを試算した結果、固定資本形成のデフレーターの伸び率への影響は、マイナス0.8からプラス0.5%ポイント程度、実質GDP成長率への影響はマイナス0.2からプラス0.1%ポイント程度とそれぞれ試算されることとなりました。

この説明に対して委員の方々からは、見直しの方向性は適当であり、できるだけ早く実装することが望ましいという御意見をいただいた一方で、マークアップ率をデフレーターに全て反映させるのも、全く反映しないのもどちらも極端で、更なる検討が必要ではないかとの御指摘もあり、結果的にこの結論は一応、持ち越しというふうになりました。ただ、いつまでも議論することも難しいので、次回の部会で最終的な結論、マークアップ率の反映をどの程度にするかなど、そのようなことの結論を次回に得ようということで合意したところです。

続きまして、2番目のテーマと3番目のテーマにかいつまんで御説明を申し上げます。2番目のテーマと3番目のテーマは、日本のGDPは1次速報の公表がほかの主要国に比べて相対的に遅いという問題、それから1次速報値を修正した2次速報値が1次速報値から大きく修正される傾向がほかの国に比べて大きいという2つの課題に関する議論です。2つ目の御報告内容は、この1次QEの公表をほかの国のように多少前倒しできないだろうかという議論でした。こちらに関しては第IV期基本計画の別表課題、1次QEの公表前倒しの可能性について、海外の推計方法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえて検討を進めるということになっておりまして、それに対応したものです。

今回は、主要国のQE推計方法をリサーチした結果を報告いただいたほか、早期化した場合の推計精度への影響をつかむため、諸外国に倣って、各段階における基礎統計のカバー率の試算を行った結果について内閣府に御報告いただきました。

資料14ページを御覧ください。主要4か国、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスですが、その推計方法を調査したところ、全ての国で1次QEは四半期終了から30日から40日程度で公表されておりまして、日本よりは早いという傾向がありました。また、推計の主要部分である製造業、サービス業、流通業に関する情報がおおむね利用可能であるとの説明でした。基礎統計が欠落している部分に関しては、これらの国でもないわけではなくて、ARIMAモデルなど時系列モデル等で補外していますが、その割合は決して多くなく、多くても3割程度で、また、2次QEにおける改定幅も日本は大きいと申し上げましたが、これらの国々でおおむね0.2%ということでした。

各国の統計手法の詳細については15ページから18ページに記載されておりますので、御覧いただければと思います。

引き続き、資料19ページを御覧ください。諸外国の例に倣って、支出側GDPについて四半期後、例えば海外で最も早いスケジュールで、プラス30日で1次QEを仮に公表した場合どうなるかということを実験していただきました。基礎統計のカバー率を需要項目ごとに計算していただいたということです。それによると、カバー率は日本の場合にはかなり落ちてしまうということで、全ての項目でカバー率が7割を切ってしまいます。現在のQE推計の基礎となる、供給側推計の基礎統計の3か月目速報値が利用できなくなりまして、主要項目である民間消費支出、民間企業設備、民間在庫変動のいずれも、諸外国に比較して著しく低いカバー率となってしまいうということでした。

また、供給側推計の基礎統計の3か月目を利用しつつ、それ以降に公表される統計を利

用しない場合のカバー率をお示ししても、その場合にはカバー率がそれなりに上がるわけですが、その場合でも日本では1日、2日程度の営業日の前倒しにしかならないということでした。

この説明によって、結論的に言えば、日本の1次QEの公表が遅いのは、基本的にはベースとなる基礎統計の公表が諸外国に比べても遅い、あるいは入手できていないことが原因だということで、QE公表を1日、2日ほど早期化するメリットより、国際収支統計の3か月目のデータが使えなくなるデメリットが大きいのではないかというような御意見が委員の方から出されました。また、基礎統計が何でこんなに遅いのかという議論も出されて、例えば月末に出されている基礎統計がありますが、月末に出されるということは、2月は作業日28日でやっているのにほかの月は31日もかかって、28日でできるのではないかというような議論を出された委員もいらっしゃいました。

いずれにしても、部会ではどうにもならない問題です。SNA部会としては、この統計委員会全体として、ともかくGDP作成に必要な基礎統計の公表が日本では主要国に比べて遅く、この問題を解決しないと、諸外国並みの1次QEの速報は出せませんので、できるだけ統計委員会全体の御協力を得ながら、必要な統計を諸外国並みに早く発表していただくということを、統計委員会全体として是非議論していただきたいと思っています。そういう形で、ただ、内閣府としてどの統計が早ければ大きく改善するのかということに関しては、内閣府でももう少し整理していただいて、そしてその上で、この統計を早くしないと諸外国並みにGDPの速報値は出せませんということです。統計委員会全体としてそういう働きかけをしていただきたいというのが、SNA部会での強い要望でした。

引き続きまして、25ページを御覧ください。これは3番目のテーマであると同時に、もう一つの速報値に関する大きなテーマです。速報値に関しては、先ほどの話は1次QEで、最初に出る速報値です。その次に2次QEというのが日本では発表されることとなりますが、これも改定幅が、1次QEは遅いだけではなくて、2次QEになったら更に大きく改定されるという問題があって、諸外国の例ではそんなに大きく改定されることはあまりないので、日本の大きな問題点として長年議論されてきた問題です。これに関してはこの統計委員会も含めてずっと議論しまして、法人企業統計の発表を受けて2次QEを作っているということで、そこで初めて、特に設備投資と在庫投資に関して大きな改定が行われるということが原因です。

そこで、法人企業統計の在庫投資と設備投資をいかに前もって正確に予測するかということが大事になってくることとなります。経緯的に言うと、一時はそのために附帯調査をやっていただいて、それを予測するというのを試みていたのですが、附帯調査に関しては、調査する側、される側の負担が極めて大きいということで、結果的に廃止、現状ではやらないことになっています。そこで、代替的な方法としてどういう方法があるかということをお我々の部会としても検討しており、本日、御報告するのはそのうちの民間在庫投資の推計に関するもので、法人企業統計の前に財務省、内閣府が行っている法人企業景気予測調査を活用できないかということです。

法人企業景気予測調査というのは、法人企業統計の前に行っている調査ですが、実は、

現在はもう在庫に関する調査は行ってはいません。ただ、以前は原材料在庫に関する調査を試みていたのですが、そこで当時のデータを使うことによって、それがどれぐらい法人企業統計の予測に役立っているかということの内閣府で検討していただいて、もし非常に役立つようであれば、法人企業景気予測調査の方で、昔やっていた調査項目のようなものを復活できないかということをしてできれば要望したいと、そういう流れの中での議論です。

昨年6月に開催された第34回部会においてもこれは検討していただいたのですが、その際の方法は、法人企業統計の原材料在庫の前期比を被説明変数として、予測調査の原材料在庫で予測するという方法でした。もう少し直接的に、民間在庫変動を直接推計するのではなくて、原材料在庫のBSIを追加したARIMAモデルで、法人企業統計の原材料在庫そのものを予測し、それに基づいてQEの民間在庫変動を試算すべきで、それがどれぐらい改善するかということを検討した方がいいという指摘がございましたので、それに基づいて、再試算をしていただいたということです。

結果を全般として見ると、改定寄与度の絶対的な平均はあまり変わらなかったということです。ただし、大きな変動のあった時期というのは、予測調査を利用した方が改定幅は小さくなる傾向はあったということです。現状はARIMAモデルを使って推計していますので、在庫変動が今までどおりの形で動く場合には、今のやり方のARIMAモデルでかなりうまく推計はできているということだと思います。他方で、今までとは全く違うような動きをする場合、ARIMAモデルで当てはまっていなくて、その場合には、予測調査を利用した方が改定幅が小さくなる傾向があったということも事実だったと思います。

委員の方々からは在庫動向の特徴、産業ごとに特徴も違うので、全産業を一くくりにするのではなくて、産業レベルで議論を進めた方がいいのではないかと議論が寄せられたほか、推計精度が年次推計にどれほど近づいたかという観点からも議論する必要があるという御指摘もありました。

資料の30ページを御覧ください。部会では今後の方針として、30ページに示された方針で別の基礎統計を利用するという方向の推計方法も引き続き検討を進めていきたいと、在庫に関しては、ごくごく一部ですが、法人企業統計とは別に基礎統計で調査している統計もあります。それは利用できるものは利用し、利用できない部分に関しては、どのようにしたらパフォーマンスを改善できるのかということ、次回以降も引き続き検討していくことになったということです。

以上が2点目と3点目、いずれも速報値、QEに関する、どのようにしたらいいかという議論であったということです。

議論した4番目と5番目は総務省から御報告があり、4番目は令和2年産業連関表、SUT体系移行などへの見直しについてです。産業連関表の供給・使用表、SUT体系への移行につきましては、これまで数年にわたり議論してまいりました。これまでは、まずは産業連関表を計算し、それを基にSUT体系を計算して、国民経済計算を計算するという方法だったのですが、今後はSUT体系を直接計算して、それにより正確な国民経済計算を計算するという方向に行く、これはもう既に御報告、決定したことでありましたが、その見直しをどういう形で行っているかということで、まずは令和2年表に関するポイント

トの御報告が総務省からあったということです。

今回のポイントは2つあります。1つ目は、資料33ページにありますSUT体系への移行で、御覧のとおり、統計改革推進会議において求められたという、先ほど説明したとおりです。GDP統計の精度向上には、非常に大きなプラスになることについてですが、令和2年表に関しては、まずはサービス分野のSUT体系への移行ということで、新しい推計方法の構築、経済センサスや投入調査などの基礎統計の整備を行ったということです。

また、35ページを御覧ください。もう一つのポイントは概念の変更、推計の精緻化に関する技術的なものであり、経済センサスの利用拡大等における建設・不動産部門の推計の精緻化、娯楽・文学・芸術作品原本のJ S N Aと同様の推計方法への変更などが該当します。これらの説明に関して委員の方々からは、成果として非常に評価できる、大きな前進であるという非常に高い評価がありましたし、また、今後は令和7年、2025年表でのSUT体系への全面移行が行われることとなりますが、その難しさに対する御指摘や、体制の拡充への必要性などに関する御意見もありました。以上が4番目の課題です。

最後が5番目のテーマで、生産物分類（2024年設定）について報告がありました。総務省から御報告があったことです。生産物分類は経済活動における生産の成果として産出される財・サービスを分類したもので、財分野やサービス分野から成る初めての全体版が令和6年3月に総務省政策統括官決定されたことから、今般、総務省によって報告いただきました。生産物分類は国民経済計算の精度向上を図るための産業連関表などの作成において、SUT体系への移行に向けた基盤を整備する観点から非常に重要なもので、先ほど申し上げたSUT体系に使用する各種統計調査を念頭に生産物の定義を統一化し、分類していく必要があることから整備が必要ですが、その整備が行われたということです。

この御報告に対して委員の方々からは、生産物は産業以上に社会の変化に応じて新しいものが生み出されていくので、適宜修正していくことが必要であるという御意見もございました。総務省では関係省庁等と連携しつつ、今後、改定を見据えて引き続き検討していくという御報告を受けたということです。

私からは以上です。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。今回はかなり膨大な5つの議事について御報告いただいたところです。まず、アウトプット型建設デフレーターの実装化につきましては、物価指数と名目産出額のカバレッジを一致させる上で大変重要な取組であると考えます。このときマークアップ率の変化を物価指数の変化にどの程度反映するのが適切かということ判断するのは、今、100%という試算があったわけですが、御指摘のとおり、これはかなり難しいことかと存じます。部会の中でもいろいろな議論があったようです。ただ、次回の部会の中で改めて御議論されるということです。SNA部会に所属の先生方には、引き続きこの点の御審議よろしくお願ひいたします。

2つ目の議題、1次QEの公表前倒しの可能性に関する研究です。これはまさに国際的なこともよく調べていただいておりますが、QEは、ほかの統計と比べて1次速報に関する関心が非常に高い統計であることは事実ですので、その公表の早期化の取組というのは大変重要なことだと思います。一部の基礎統計の利用を諦めても、1日程度の早期化にとどまるという話、それから、輸出入などのカバー率が非常に低下してしまうというデメリットもあるということで、なかなか難しい問題だなと本日の御報告を聞いて改めて実感したところです。

ただ、引き続き公表の早期化につながるよい方法はないかということについては、先ほどありましたように、どの1次統計を早期化すれば、一番精度に効いてくるかといったような追加の研究、御検討が必要なのではないかと思いますし、その上で1次統計の公表早期化に関して重点的なことを、先ほど福田部会長がおっしゃられたように、何らかの形で統計委員会の中で判断するようなことも必要なかと思ったところです。いずれにせよ今後も御検討といたしますか、御研究といたしますか、そういうことをよろしくお願ひしたいと考えています。

3つ目の議題は、QE民間在庫変動の推計における法人企業景気予測調査の活用可能性の検証についてということで、今回は原材料在庫BSIを追加情報としたARIMAモデルで法人企業統計の原材料在庫率を予測して、その上でQE民間在庫変動を推計したという取組の御紹介がありました。現在のモデルをより改善する期もあるものの、全体としてはほぼ結果は変わらないのではないかという形で、委員からも御指摘があったように、産業ごとに少しずつ傾向が違うのではないかとか、もちろん非常に大きな変動があったときに改善が見られるというような御指摘もありましたが、これも引き続き推計手法、予測手法の改善に関わる研究、あるいは先ほどありましたように、基礎統計をもう少し活用するような研究を進めていただいて、適宜御報告いただければと思うところです。

4つ目の議題、令和2年産業連関表のSUT体系移行などの見直しについてですが、これまで産業連関表を経由して作成していただいたSUTを基礎統計から直接作成することで、GDP統計の精度向上が期待できるということです。委員の皆様方の御指摘があったとおり、これはかなり大切な部分の着実な前進と言えるのではないかと思います。令和7年表でのSUT完全移行が我々の方針ですので、これに向けて、引き続きよろしく検討いただければと思います。

最後の生産物分類（2024年設定）については、これも部会長の報告にありましたが、新しい財やサービスが社会変化に応じて次々と生み出されてくるという状況の中で、生産物分類につきましても、そうした変化に柔軟に対応し、適宜改定していただく、改善していただくということは誠に重要なことと存じます。これは関係する府省庁とも連携して、今後の改定に向けて引き続き御検討よろしくお願ひ申し上げます。

福田部会長はじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の先生方、部会での御審議、誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○福田委員 ありがとうございます。

○樫委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。令和7年度における統計リソ

ースの重点的な配分に関する建議についてです。リソースに関する建議は、次年度における統計行政の重要課題推進のため、統計委員会として予算などを重点的に配分すべきと考える分野を提示するもので、昨年は基本計画の閣議決定を受けまして、その取組を着実に進める観点から、各府省内の予算要求の取りまとめ手続時期にしっかりと反映できるように、従前より1か月前倒しで取りまとめを行った次第です。今年も引き続き第IV期公的統計基本計画に沿った取組をサポートしていくという観点から、同様のスケジュールで、一昨年より少し先倒ししたスケジュールで建議を取りまとめたいと考えているところです。

今回、私の方で事務局と相談させていただきまして、資料4のとおり統計リソース建議に掲載する内容を用意いたしました。大きな柱立てとしましては、昨年と同様で第IV期基本計画の具体化のためにリソースが必要となる事項と、それから各方面から新たに取組が求められている、あるいは深掘り等を求められている事項でリソースが必要なものとさせていただきます。

また、基本計画の5つの視点に沿った取組の中で、リソースが必要となる事項の例として、QEの推計精度向上や国際基準策定プロセスへの参画などを例示として挙げさせていただいた次第です。今後、建議案を作成する際には、各府省の動向も踏まえまして内容を整理いたしますけれども、このほかの点に関しまして、事務局から補足説明あれば、是非よろしく願いいたします。

○辻総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官 統計品質管理推進室参事官の辻と申します。事務局から補足の説明をさせていただきます。

ただ今、椿委員長から御説明をいただきました検討メモですが、今年度は第IV期基本計画の2年目ということで、引き続き基本計画に記載されている各省の取組をサポートしていくという軸は変わらないと考えられますので、委員長とも相談させていただきまして、昨年の建議と同様に、基本計画で示された5つの基本的な視点に沿って柱立てを整理させていただき、括弧の中の例示につきましては、昨年の建議を踏まえつつ、恐らく引き続き取組が行われていくであろうと考えられるものを記載させていただいております。

具体的には、この検討メモで第IV期基本計画の具体化のためにリソースが必要となる事項の例として、「社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備」など太字で書かせていただいている5つの柱を立てて、それぞれ括弧の中に、先ほど委員長からもお話がございましたが、QEの推計精度向上や国際基準策定プロセスへの参画などの例示を記載させていただいております。また、各方面から深掘り等を求められる事項でリソースが必要なものの例ということで下の方に書かせていただいておりますが、「統計調査員の支援」としてあります。これは昨年の人事院報告で地域手当に関する見直しの方向性が示されたことなどを踏まえて、統計調査員の手当額の見直しを検討する必要があるのではないかということで、委員長とも相談して記載しているものです。

事務局からの補足説明は以上です。

○椿委員長 補足説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等があればよろしく願いいたします。

清原先生、よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

椿委員長におかれましては、資料4の検討メモを作成していただきまして、ありがとうございます。私も昨年度同様、早い時期に取りまとめることが大変有用であると思います。この5項目はいずれも重要なのですが、その中で統計の国際比較可能性の向上等に関して、少し意見、御提案を申し上げてもよろしいでしょうか。

○椿委員長 お願いいたします。

○清原委員 まず1点目に、統計の国際比較可能性の向上と、主観的指標の把握に関する研究の必要性について御提案したいと思っています。

実は、私は令和5年度統計委員会担当室で実施した複数領域統合型世帯調査に関する調査研究に参画いたしました。その経験から、例えば国民のWell-beingへの注目の必要性と、それを測定する主観的指標の検討の必要性を提起したいと思います。令和5年公的統計の整備に関する基本的な計画、第IV期基本計画において、今後、生じ得る様々な社会的ニーズに対応するために、関係府省が連携して、必要となる調査の効率的かつ効果的な実施方法等に関する研究を推進するということが明記されています。

その一環として、複数領域統合型世帯調査に関する調査研究がなされたのですが、従来は消費、医療、教育、労働など様々な領域について個別に調査する世帯統計調査はあったわけですが、国際的に目を広げますと、EUにおける所得・生活状態統計、EU-SILCという取組があって、これを学ばせていただきますと、客観的指標と同時に主観的指標及び、例えば主観的幸福度、Well-beingについての測定が目を引きます。この調査の過程で、兵庫県庁や兵庫県加古川市、香川県三豊市などに私自身が訪問調査をさせていただいて、国の支援による、例えばデジタル田園都市国家構想を地域で進めていくときに、主観的指標であるWell-beingの測定などが重要な判断をもたらしているということも目の当たりにしました。

そこで、この点について更なる研究の必要性を痛感しておりましたところ、総務省においても、一定の研究に関する予算が令和6年度に確保されているということを知りました。そうであるならば、令和7年度に向けても継続的な調査というようなことで、この取組が具体例として示されることが望ましいのではないかと思います。

2点目なのですが、国際比較の観点を持つとともに、デジタル経済に関する統計の整備の必要性についても申し上げたいと思います。さきに第1回デジタル部会の報告はさせていただきましたが、そのときに御紹介しましたように、2月9日に一部の報道で、国際収支の統計が財務省からの公表を基に、特にデジタル分野について国際収支が赤字になっているという記事が出ました。この第1回デジタル部会で、北原政策統括官より、国会での審議について御報告がありまして、私としても、部会のメンバーも、デジタル経済について統計調査の在り方を検討することの必要性とともに、デジタル関連の国際収支についても調査を的確にする必要性を共有しました。国会において松本総務大臣も、デジタル関連の国際収支についてはEBPMという視点が非常に重要であり、用語の定義なども併せつつ、政策を立案していくことが重要であると御発言されたそうです。

したがいまして、統計リソースの重点的な配分において、デジタル経済についての配分も提起してはいかがかと、このように思います。

最後に、今回、5番目にデジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成ということで、オンライン回答率向上のためのシステムの利便性向上、ビッグデータや行政記録情報等の活用・研究等が具体的に示されています。これは大変重要なポイントであると思います。この間、多くの諮問に対応する答申の検討の中でも、オンライン回答率の向上や、それを生かした集計の在り方とともに、ビッグデータや行政記録情報等の活用・研究が挙げられています。これは総務省だけが取り組めばよいというテーマではないと思いまして、公的統計に関わる各府省庁において、横連携で取り組むことが有用であり、必要であると考えました。

したがいまして、とりわけ5番目の項目につきましては、横連携の仕組みづくりについて重要ではないかと思いまして。すなわち各府省庁で人員を増やすという発想だけではなく、総務省を中心に横連携することによって、単に人材を増やすという観点ではなく、このような取組をするにふさわしい適切な人材を充実していくというようなことでリソースの充実が提案されれば、調査に答えていただく企業とか、国民の皆様の利便性にも資するものと考えました。

以上、検討メモを作っていたいただいたおかげさまで幾つかの気づきがありましたので、発言させていただきましました。今後の内容の充実の中に反映していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。大変貴重な提言、ありがとうございます。おおむね3つあったと思います。SDGsという言葉は書き込みましたが、そこに関してWell-beingのような主観的なものであり、国際的にも、その比較にも関係がありますが、その調査・研究事業、それから、まさにデジタル化に関してのより積極的な部分を入れていく、EBPMにもつながるということをもう少し強化していく、それと、特に国際収支に関するものを入れていけるようなことの検討を開始すること、最後に、まさにビッグデータや行政記録情報に関するヒューマンリソースを評価するという中でも、府省横断的な人材が必要だというようなこと、その3点をうまく提言までに生かせればと思います。事務局で今のことに関して何かよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。もちろん来月までにいろいろな委員の先生方の意見を収集したいと思っていたところですが、是非この場で、委員会の場で御発言があればよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○牧野臨時委員 牧野です。

○樫委員長 牧野先生、よろしくお願いいたします。

○牧野臨時委員 よろしく申し上げます。静岡産業大学の牧野好洋と申します。

今、御発言いただいた内容やこの資料に賛成です。その中でもデジタル経済の把握につきましては、特に重要と考えているところです。デジタル経済は、非デジタル経済と構造

的に絡み合っています。デジタル経済を体系的に捉えるための試みとして、先ほど出てきましたSUT、供給・使用表体系、特にデジタル経済に着目したデジタルSUTが今、開発されているところです。それにつきましてはOECDのマニュアルがあったり、内閣府のデジタルSUT推計の試みがあったりいたします。それらの知見を生かしながら、基礎統計の整備、例えば電子商取引の把握などに努めていければと思ったところです。

以上です。ありがとうございます。

○樫委員長 貴重な御意見ありがとうございました。是非参考にさせていただければと思うところです。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、リソース建議につきましては、本日、清原先生あるいは牧野先生からいただいた御意見、あるいは各府省の動向なども踏まえまして、今後、私と事務局で相談しながら、4月下旬をめどに具体的な内容を盛り込んだ建議案を作成して、統計委員会委員の全先生方、皆様方にメールにて確認あるいは御意見を頂戴したい、お願いしたいと考えているところです。その上で来月の統計委員会におきまして、委員の皆様方の御意見を踏まえた建議案に沿って審議を行い、建議案を決議したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次の議事に入らせていただきます。船員労働統計調査についてとなります。この調査については、能登半島地震の発生を受けて、一部調査を後ろ倒しするなどの変更を行っているところですが、地震発生前の段階から調査が遅れていたことや、これまで指摘されていた各種課題への対応が十分ではなかったという経緯も踏まえて、今般、遅延の原因や課題への対応方針について御説明いただくことといたしました。

それでは、国土交通省から御説明をよろしくお願いたします。

○浜田国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長 国土交通省交通経済統計調査室長の浜田と申します。よろしくお願いたします。

今、委員長からも概略の説明をいただきました。私からは船員労働統計調査についての調査計画の変更と、前回、令和3年ですが、調査計画を変更した際に課せられた課題の取組について御説明したいと思います。

それでは、1ページ目を御覧ください。まずは調査の目的です。我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的としているところです。

調査の概要ですが、調査は第1号調査（指定船舶）、第2号調査（漁船）、第3号調査（特殊船）と3つの調査票で調査を実施しているところです。

1号調査では、総トン数20トン以上の船舶のうち漁船と特殊船以外の船舶、これを標本調査で約400隻について、船舶に関する情報、トン数とか稼働日数、あと、その船舶で勤務する船員さんに関する情報、労働時間とか報酬といったものを年に1回、1号調査であれば6月から8月を調査期間として調査しております。

2号調査については漁船を対象に、これも総トン数20トン以上の漁船です。全数で約1,000隻、調査内容については、漁船に関する船舶の情報、そこで勤務する船員の報酬等の

情報、3号調査におきましても、特殊船です。こちらにも20トン以上の船舶のうち、引き船、はしけ、官公署船、タグボートとか海上保安庁の船とかいったものを500事業所、全数ですが、こちらについても同様に調査しているところです。3号調査も毎年6月から8月までの3か月間を調査期間として年1回、2号調査だけは12月から2月の期間を調査期間としております。漁船だけ、報酬などを調べるのが1月から12月までの1年間という関係で、この時期に調査しているところです。

利活用状況です。国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料や、ほか船員対策関連施策の基礎データに使われているところです。

2ページ目を御覧ください。船員労働統計調査の調査計画の変更内容です。まず1つ目は、調査方法の変更を行いました。オンラインの調査方法について、政府統計のオンライン調査総合窓口、e-Surveyによる報告を追加いたしました。e-Surveyの報告は、今年の令和6年調査から実施する予定です。政府統計共同利用システムを運用している統計センターに対し、e-Survey導入に係る申請手続及び調査対象者へのID、パスワードといったものを既に作成済みです。また、e-Survey上の稼働に向けた準備、これも4月、今月中には完了する予定です。e-Surveyの利用を向上するために、全ての調査票の送付のときに、e-SurveyのIDとパスワードに加えて、e-Surveyを利用するメリットを示す案内、例えば24時間使えますとか、スマホでも申請ができますといった案内も併せて送付する予定です。

今回、初めてe-Surveyを利用しますが、問合せなども来ることを想定しております。そのような場合に内容を整理して、もし回答率向上に生かせる課題がございましたら、それに向けた対応策も省内で検討していきたいと思っております。

これまで調査票のオンラインでの提出というのは、総務省が運用しますe-Govという電子政府の総合窓口といった機能を受付窓口として、省内にあります国土交通省オンライン申請システムに調査票データを流してもらって、そこで作業するといった仕組みで行ってきたのですが、この方法をやめて、e-Surveyの方に切り替えるということにしております。また、オンライン利用の回答率を向上させるための働きかけとして、今までファクスによる提出をやっておりましたが、そちらを廃止しまして、なるべくe-Surveyを使ってもらいたいということのを促していきたいと思っております。

以上が、調査方法の変更です。

続きまして、能登半島地震への対応です。令和5年度の第2号調査、漁船ですが、こちらは国土交通省からの調査票の配布が、通常であれば12月までに届けるのですが、1月になるという、遅延したところがございます。さらに1月の能登半島地震の影響があった関係で、石川県の報告者については、調査期間中に調査票が届かないというようなことが発生してしまいました。石川県の報告者については、なるべく調査結果を反映させる観点から、郵便集配業務の状況に応じて、調査期間の後ろ倒しを行いました。具体的には、提出期間を令和6年4月30日までに変更するような処置をしたところです。

続きまして、3ページを御覧ください。石川県の状況とその後の対応です。調査計画における2号調査の調査実施期間は、毎年12月1日から翌年2月末日で、提出日は2月末日というようなことで調査の実施期間を設けているところです。通常であれば調査開始の夕

イミング、12月1日までには調査票が届いていることが望ましいかと思いますが、今回、そのような形にはなっていなかったところです。今回の調査では、調達関係の手續に時間を要して、1月にずれ込んでしまいました。よって、能登半島地震などが発生した影響で、石川県への調査票の送付ができなくなったというような状況が発生しました。

そして、未送付になっていた報告者に対して、調査実施期間を後ろ倒しして、具体的には4月30日ですが、調査を実施したところです。能登半島の被災地の報告者に多大な負担をかけてしまったということで大変申し訳なかったところがあります。そこで、地方運輸局などが個々の報告者に対して被害状況を確認した上で、本調査の協力を依頼し、丁寧をお願いしたということがあります。

続きまして、調査票が1月の発送になってしまった要因です。調査票の発送業務が、まず、どのくらい調査票を配るかということで船舶の母集団データを各運輸局から集めたりしますが、一部の運営局からデータの提出が少し遅くなったところが一つ原因です。そこで、手續上の着手が遅れたと、調達の段階で業者の選定に時間を要したと、具体的には見積りの取り直しが発生しまして、結果的に調達作業が遅れ、発送が遅延したところです。

調査計画上、基準となる期日や期間は、毎年12月末現在において1年分、1月から12月分となっております。報告者が調査票に実際記入するのは、12月末現在を経過した1月になるだろうというように推察して、実態上、大きな支障がないのではないかというような誤った認識も中にはあったと確認しております。

船舶所有者を含む事業状況報告書、先ほど運輸局からも船舶情報を集めるというような話をしました。これが大体、毎年10月末ぐらいに行われます。この調査は1月から12月分の1年分を調べますので、大体12月1日から1月、2月までの調査期間を設けてこの時期にやっております。10月末から12月の期間までに母集団名簿の更新と調査票の印刷業務を行うのは時間的なスケジュールが少し難しいのか、短か過ぎるのかといった課題があるというのを改めて認識したところです。

今後の対応としましては、調査計画における調査実施期間において、母集団情報の基となる船員法111条の報告、10月末に船舶情報を集めるという話ですが、これと印刷・発送のスケジュール、これらの実態を踏まえて、今、課題もいただいておりますので、令和7年度中に調査計画を見直すことを予定しております。それらと併せて、スケジュールについても同様に見直していきたいと考えております。

また、当省の調達方針を遵守して、遅滞なく調査成績が実施できるよう取り組むとともに、調査系統である運輸局の職員に対しても、調査票が報告者に到達する時期を改めて周知するとともに、調査計画に沿った対応となるよう努めてまいりたいと思います。

上述の調査計画の見直しなどの際には、統計品質管理官にも参画していただいて、検討していきたいと考えております。

続いて、4ページを御覧ください。ここからは前回、令和3年の答申をいただいたときの今後の課題への対応状況です。前回答申のときの今後の課題ですが、全部で5つ課題をいただきました。主に1号調査、3号調査があります。まず課題1で、指定船舶の定期的な悉皆調査の実施の検討、課題3はまた1号調査で、昨年1年間の定期払いを要する報酬

の把握、あと陸上労働者との統計の比較が可能になるような調査・集計事項の追加の検討、課題4では、1号調査について、予備船員の調査対象への追加の検討、今度は課題2で、3号調査についての課題、特殊船における昨年1年間の特別に支払われた報酬の検討、最後に課題5として、業務報告等を活用した報告者負担の軽減と、全部で5つの課題が課せられているところです。

第IV期基本計画でも、船員労働統計調査については、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得るということになっております。

現在の検討状況ですが、課題3、1号調査、指定船舶における昨年1年間の定期払いに要する報酬、陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討、課題4の予備船員の調査体制への追加の検討、こちらについては今年、令和6年度に実施を予定している船員労働統計母集団等調査（一般統計調査）でこのような調査事項を取りまして、その結果を分析の上、1号調査への追加を検討と、課題1についても併せて、その結果を踏まえて引き続き検討していきたいと思っております。課題2の特殊船、1年間の特別に支払われた報酬の把握については、この調査項目を追加することで検討を進めてまいるところです。課題5の業務報告等を活用した報告者負担の軽減ですが、現時点では、活用可能な行政記録情報がないということが確認されていますが、今後、継続的に確認・検討してまいりたいと思っております。

続いて、5ページを御覧ください。船員労働統計母集団等調査（案）の概要です。これは主に1号調査について全数で調べてみますが、今、普通の調査では400の船舶について調べております。これらについて、それ以外を除いた2,900の船舶で全体を調べてみたいと思っております。そこでは、課題で課せられた項目を赤字で入れていますが、3号調査に対応した陸上労働者との比較ということで勤続年数、課題3で1年間の報酬を取って分析していきたいと思っております。また、課題4で予備船員の追加とありますが、外国船籍の予備船員もあります。こちらについては右側の事業者調査で、約50社の方で把握して分析してまいりたいと思っております。

最後に、6ページのスケジュールです。船員労働統計母集団等調査は今、総務省に承認をお願いしているところですが、今年6月に実施して、来年5月ぐらいまでにまとめたいと思っております。その結果を踏まえて、来年には令和7年度調査計画変更の諮問・答申を予定しております。最終的には、8年6月に計画変更を反映した調査の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上となります。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

津谷先生、よろしくお願ひします。

○**津谷委員** 御説明ありがとうございました。質問ということではありませんが、少し考えるところを申し上げたいと思っております。私は人口・社会統計部会の部会長をつとめており、この船員労働統計調査の前回の答申にも関わりました。また、今回もこれについて事前に

御説明を受けております。

御説明には大きく言って3つのポイントがあったかと思えます。まず、調査方法の変更において、e-Surveyによる報告が追加されたということ。そしてそれに伴って、今までのさまざまな経緯が整理されたということ。これは大変前向きな対応であり、調査のオンライン化は統計委員会の基本方針でもありますので、評価したいと思えます。その後で御説明のあった2つめのポイントは、能登半島地震への対応についてです。この地震によって、第2号調査、これは漁船を対象とした調査ですが、その実施が遅延してしまったということです。本来であれば、先ほどの御説明にもありましたように、11月末日までに調査票を送付して、翌年の2月末までに回答を提出していただくというスケジュールであったわけですが、送付が遅れてしまいました。元旦に能登半島で地震が起こったため、調査票の送付が遅れたことが明るみにでたわけですね。能登半島には漁港が多く、そのため漁船もたくさんあるということで、重要な調査対象地域です。この地域の調査が遅れたことは残念ですが、今回のことをきっかけに、前向きにいろいろなことを検討して、抜本的な対応をとっていただけるようになったことは、ピンチをチャンスに変えるということで、大変喜んでおります。よろしく御検討をお願いしたいと思います。

最後のポイントですが、前回の令和3年調査の変更についての答申時に、御説明の最後にあった5つの今後の課題をあげました。これらの課題は第IV期基本計画にも記されていますが、前回答申後、約3年間対応がなされなかったということで、気にかかっておりました。人口・社会統計部会が審議した案件の中で、この調査の今後の課題への対応が一番足踏みが続いていたのではないかと思います。前回調査の答申で、令和6年度までに、つまり今回の調査までに今後の課題への対応をお願いしていましたが、ストップしていたわけですね。とはいえ、今年6月に一般統計調査を実施して、これらの課題に応えるべく、いろいろなエビデンスを収集していただけるようになったということは喜ばしいことだと思います。英語でBetter late than never、遅くても何もしないよりもいいということもありますので、若干遅きに失した感は否めませんが、もうそのようなことを言っても仕方ありませんので、6月に予定されている調査が成功裏に実施され、よいエビデンスが収集されることを願うとともに、それを次回の調査に的確に反映していただけるよう、今後期待したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。津谷先生から、部会長の立場からコメントをいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

国土交通省はこれでよろしい、もうそういう形でやっていただくということですね。

○浜田国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長 はい。

○樫委員長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、津谷先生からかなりきちっとしたコメントが出ましたので私からコメントするものかどうかと思うのですが、先ほど国土交通省から、船員労働統計調査について報告を頂戴したところです。今ありましたように、津谷先生から詳細なコメントをいただいたというこ

とで、これはもう全くそのとおりではないかと思ったところです。是非よろしく願いいたします。

今回、第2号調査の遅れが生じて、結果として被災地域の事業者若干負担が出てしまうということになったことは残念ですが、もともとそれによって、今後、仕事のプロセスとか、もともと無理のある計画があったとか、そのようなことが徐々に改善していくこと、そのために統計品質管理官も参画していただくということ、その調査計画が見直しになるということは、ある意味でいいチャンスになるということも、津谷先生と全く同感でございました。

今後の課題につきましては、本年、試験的な調査を行った上で来年度にしっかり対応する旨の説明かと存じます。これもそのとおりではないかと思えます。今般、2年前の国土交通省改革プランを踏まえて、オンライン化を推進するということはもう一歩前進であることは言うまでもありません。ただ、いろいろな意味で、足元で各種課題があるということも承知しているところでして、改革はまだまだこれから続く、改革を続けていただくという、道半ばと言うと厳しいかもしれませんが、是非その方向性を重要視していただければと思っております。

国土交通省におかれましては、人員体制も含めた体制の強化、あるいはその上での調査の改善を引き続き検討、取組を積極的に進めていただければと思えます。その意味で今回、非常にいい報告をしていただいたのではないかとと思うところです。

どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題となりますが、建築着工統計調査についてです。この調査は過去何度か統計委員会で報告をいただいておりますが、今回は令和7年から予定している建築物の用途分類の変更に加えて、各種改善の取組について情報提供をいただくこととなりました。

それでは、本件につきましても、国土交通省から御説明をよろしく願い申し上げます。

○鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 それでは、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長の鈴木から説明させていただきたいと思えます。

本日は建築着工統計調査について様々な取組をしておりますので、その御報告の機会ということで御理解いただければと思えます。

それでは、早速ですが、1ページを御覧ください。まず初めに、建築着工統計調査の概要について説明いたします。建築着工統計調査は、建築基準法第15条第1項の規定により、建築物を建築する際に届け出なければならない建築工事届出の情報を基に作られている統計調査です。

調査事項としましては、それぞれ3つに分かれておりますが、建築物着工統計調査は着工予定期日、工事の予定期間、建築物の用途、床面積の合計、建築費の予定額等を調べております。住宅着工統計調査は、着工予定期日、工事の予定期間、構造、住宅の種類、建て方などを調査しております。最後の建築工事費調査については、工事の変更、変更後の着工日、工事の完了日、実施床面積、工事実施額などを調査しているところです。

調査対象につきましては、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査については約53万

ということで、全数調査です。これについては、調査周期としては毎月公表しております。また、建築工事費調査については約1万でございまして、これは年次の公表で行ってあります。

続きまして、2ページを御覧ください。建築着工統計調査の実施フローになります。建築物着工統計調査・住宅着工統計調査では、建築主が建築工事届をまず提出していただきまして、都道府県が建築工事届の内容を転記して調査票を作成し、その後、国土交通省に提出しているというスキームになります。また一方、建築工事費調査については、工事施工者が調査票を作成しまして、国土交通省に直接提出するという流れになっています。

続きまして、3ページを御覧ください。建築着工統計調査における改善の取組について説明いたします。4つほど紹介させていただきます。

最初に、建築物の用途分類の変更ですが、建築物に関するオンライン申請・届出の利便性向上の観点から、建築着工統計調査の元データである建築工事届において、建築物の用途分類の変更をするとともに、建築着工統計調査の集計表においても建築物の用途を変更します。これもそれぞれ、後ほど詳細については説明いたします。

次に2番目ですが、市町村別集計の再公表ということで、建築物・住宅着工統計調査において、令和2年4月以降、公表を取りやめていた集計表のうち、利用者ニーズが高いことが確認された市区町村別集計を再公表する予定です。

また、3番目としましては、前回承認時の課題への対応ということで、令和4年に承認いただいたときに課題をいただきました点の今の対応状況でございまして、建築着工統計調査の適正化をはじめとして、統計業務相談機能や専門家の知見の活用を行うとともに、デジタル技術の活用による調査の効率化などを推進しているところです。

最後に、公的統計の整備に関する基本的な計画の課題への対応ということで、これは主に業務マニュアルの改善を昨年度いっぱい行いまして、今年度からそのマニュアルに沿って業務を行っているところです。

続きまして、4ページを御覧ください。用途分類の変更について説明いたします。令和7年度以降、建築確認申請等のオンライン申請システムの運用が開始予定であることを踏まえて、オンライン申請・届出の利便性向上及び都道府県の負担軽減の観点から、建築確認申請と建築工事届において異なっている用途分類ではなく、令和7年1月以降に着工される建築物の用途分類は、建築確認申請のものと同一で運用したいと思っております。この改正は後ほど説明しますが、令和4年4月の変更承認時の際にいただいた課題にデジタル技術の活用がございまして、これにも対応するような取組だと思っております。

続きまして、5ページを御覧ください。令和7年1月以降に着工される建築物から、建築工事届において、建築物の用途分類を建築確認申請のものと同一にするという改正を行うほか、建築物着工統計調査の集計表においても、建築確認申請における建築物の用途区分を考慮しながら公表用の区分を検討しているところです。また、利用者等のニーズ等も踏まえて、大分類（今は32区分がありますが）と使途区分項目7区分をそれぞれ月次、年次、年度次で公表する予定です。

スケジュールとしましては、本年5月以降に、建築工事届の分類変更の省令の公布・施

行を予定しております。令和7年1月分着工のものの結果から、上記の変更を反映した集計表を公表する予定です。

続きまして、6ページを御覧ください。令和7年1月から、月次の結果表では中分類を削除し、年次、年度次の結果表では、中分類の代わりに、以下の建築確認申請の用途分類を考慮しながら、公表用の区分を検討します。72区分ありますが、これが建築確認申請の用途区分になっております。この変更に関し、先立ち、政府内だけではなく、主要ユーザーにも利用状況を聴取しまして、特段の支障がないということを確認済みです。また今後、省令改正に合わせまして、パブリックコメントも実施する予定です。

続きまして、7ページを御覧ください。市区町村別集計についての話です。これについては令和2年4月以降、公表を取りやめておりましたが、その後多くの問合せがあったため、令和5年4月以降、e-Statにおいて参考表ということで掲載して対応してまいりました。併せてウェブ上でアンケート調査も行ったところ、正式な集計表としての要望が寄せられたため、今回、正式な集計事項として位置付けて、一部ですが、具体的には建築物の数、床面積を再公表する予定です。

続きまして、8ページ以降を御覧ください。令和4年4月に、諮問・答申の際にいただいた承認の際の今後の課題ということで、御指摘いただいた事項について今現在の対応状況を説明いたします。

(1) から (5) までですが、順を追って、(1) 建築工事費調査の適正化です。令和3年調査の調査票配布の遅れがありましたが、これを踏まえて、令和4年調査の実施に当たっては、毎月の調査票の送付と回収業務を民間に委託した上で、人員増強により建築工事費調査の担当ラインを確保するとともに、室長と担当ラインが作業スケジュールや進捗状況を毎月共有するなど、業務管理を徹底してまいりました。その後、調査票の回収や集計を経て、令和5年9月29日に期日どおりに公表いたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。(2) の総務省の統計業務相談機能や専門家の知見の活用です。令和3年調査、令和4年調査ともに、統計品質改善会議を当省で設置させていただきましたが、座長に美添青山学院大学名誉教授に就いていただきまして、この会議の中でそれぞれ回答状況、疑義照会状況や調査結果の分析について審議いただいた上で、それぞれ期日どおりに公表いたしました。調査の実施公表に際しては、国土交通省に常駐している総務省の統計品質管理官からのアドバイスも多く活用いたしました。

続きまして、(3) の調査実施プロセスに関する記録の作成・保存です。これについては国土交通省の文書管理規則における文書分類基準に基づき、各プロセスのデータを共有フォルダに適切に保存しているところです。

続きまして、10ページを御覧ください。(4) の建築工事費調査の標本設計等の検証の実施です。これについては、標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析などについて、令和2年7月から標本の抽出を行っておりますが、現時点では大規模工事や長期工事の物件のサンプル数が十分とは言えず、網羅的に把握できていないことから、それぞれこれらの物件のサンプル数が相当程度出そろった時点で、先ほど御紹介させていただきました統計品質改善会議に諮る予定です。また、この課題は公的統計の整備に関する基本的な

計画においても同様の記載があります。また、月次で調査を行うことが適切かどうかという御指摘もいただきました。これについては、本調査は1報告者当たり年間最大回答件数が、令和3年調査では506件、令和4年調査では576件でございました。年次で調査を行う場合、報告者、調査実施者双方の負担が一時期に集中することから、月次で調査を行うことにより業務の平準化を図り、双方の負担を分散させることが有用と思慮しました。

続きまして、11ページを御覧ください。デジタル技術の活用による調査の効率化です。まず建築工事費調査は、建築工事届を基にして作成される建築着工統計調査における建築物から抽出して行っている調査です。その際、都道府県の作業負担を軽減するため、令和4年4月より建築工事届の電子調査票を配布しており、建築工事届の入力により、建築着工統計調査の調査票への自動転記が可能となっているところです。さらに併せまして、当省の建築関係部局において、建築工事届を含む建築確認申請書類の電子化を進めており、当室も建築関係部局と調整しながら、オンライン提出を推進してまいります。なお、建築工事費調査では、令和5年度から全ての調査票においてQRコードを活用するシステムを導入済みであり、例えば令和5年度のオンライン回答率は99.9%となっている状況です。

続きまして、12ページを御覧ください。公的統計の整備に関する基本的な計画において、今後5年間で講ずる具体的な施策として、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有の課題が示されております。これについては従来、担当者の引継ぎ書、あるいは都道府県への説明会資料等、別々の資料であったところですが、これを①から④、①関係者が自ら業務全体を俯瞰できるよう改善する、あるいは②関係主体別の業務プロセスを具体的に明示する、③国土交通省が行う受託事業者の作業過程のチェックを強化する、④公文書管理や業務マニュアルに記載のない困ったときの対応までを記載するというような改善を行ったところです。

具体的には、13ページ以降で説明いたします。①業務全体の俯瞰的な把握としまして、従来、担当者が様々な資料の内容を理解する必要があり、業務全体を十分に把握できているかが懸念ということでしたが、今後は、資料にあるフロー図、イメージ図を御覧いただければ分かると思いますが、業務全体のフロー図と全業務リストの作成により、業務の見える化を行い、全体業務の把握可能な取組を行いました。

続きまして、14ページを御覧ください。関係主体別の業務プロセスの具体的な明示としては、従来、都道府県、受託事業者、統計センターなど、各関係主体が業務内容を漏れなく把握することが困難でしたが、今後は全関係者リストと主体別の業務マニュアルの作成により、主体別の業務内容が網羅的に把握可能となりました。

続きまして、15ページを御覧ください。国土交通省が行う受託事業者の作業過程のチェック強化です。これは従来、受託事業者の進捗状況を適時・適切、簡便に把握することが困難でしたが、今後は各作業過程のチェックリストを作成しまして、国土交通省が受託事業者の業務プロセスの状況を簡便に把握できるようになりました。

最後、16ページを御覧ください。公文書管理や困ったときの対応の記載です。これは従来、個別課題とその対応内容が体系的に保存されておらず、共通化された方針に基づく対応ができていなかった可能性があるところでしたが、公文書管理関係の対応の記載のほか、

ヒヤリ・ハット事例の蓄積を行い、業務マニュアルを継続的に改善していくということです。

なお、この業務マニュアルの改善については、他省庁とも意見交換をしており、共有化しております。

以上、駆け足でございましたけれども、国土交通省の今現在においての建築着工統計に関する取組を説明させていただきました。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。非常にいろいろな試みをやっていたていることがよく分かりました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

白塚先生、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** 白塚です。

最後のマニュアルのところは非常に意欲的な取組で、今後使っていく中で、いろいろな改善事項が出てくると思いますので、そういう点をアップデートしながら、是非継続して行ってほしいと思います。

1点質問です。用途区分の分類を変更されるということですが、これは世の中が変わっていくのに合わせて、こうした見直しが随時あるのだと思います。このとき過去のデータとの整合性や、新分類での過去のデータの遡及というのはどのようになっているのかを教えてください。例えば、新しい分類で過去のデータを分類し直して、接続して使えるようになるのかということです。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御指摘ありがとうございます。それについて、まだそこまで深く考えておりませんが、御意見を踏まえまして、どういう形にするのかわかりませんが、考えていきたいと思います。

○**樫委員長** よろしくお願ひいたします。少し研究課題ではあるかと思ひます。

菅先生、よろしくお願ひします。

○**菅委員** 要するに多くの問合せがあったために、市区町村別集計表を再度作ったというのはすごくいいことで、地域の分析上、これは大変結構なことだと思います。読んだ限りでは令和2年公表はやめていて、5年4月以降に再開したと書いてありますが、令和2年から令和5年の間は、どのようになっているのか、つまり、それについても何か再集計して載せているのか、これは今後検討するのか、この辺りについて教えていただけたらと思います。

○**樫委員長** よろしくお願ひいたします。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御質問ありがとうございます。御指摘の令和2年4月から令和5年4月については、特段、参考表等では示しておりません。これまで具体的には、利用者の方からの2次利用申請等を受けまして対応してきたところです。これについては、今のところ特段何か新たに公表するということは考えておりませんが、これも含めて、どのような形がいいのかというのを考えていきたいと思ひます。

○**樫委員長** 菅先生、引き続きよろしくお願いします。

○**菅委員** 例えば令和2年はベンチマークイヤーなので、せめて令和2年だけでも4月、3月まではあるわけです。だからベンチマークの年だけでも、そのほかは2次利用でいいような感じもするのですが、した方がいいようにも思われます。令和7年は当然、作られるわけですから、そうすると、ベンチマークの年は、経済センサスや、様々な構造統計がある年、大規模調査がある年なので、そういうときは情報量の利用価値が高いのではないかと思うので、ベンチマークの年くらいは何かサービスしてもいいような感じがいたします。これは単なるコメントです。

○**樫委員長** ありがとうございます。松村先生、よろしくお願いします。

○**松村委員** 松村です。御説明ありがとうございます。

今の菅先生と同じところでの御質問ですが、私もこういうユーザーのニーズを把握し、臨機応変にやめていたのを始めるというのは非常にいい取組だと思って聞いておりました。

2点御質問がありますが、1点目は、そもそも令和2年4月に取りやめた理由は何かということ。2点目は、令和5年4月以降、参考表として公表していましたが、今回、正式な集計表にするにあたり、他の統計でもよくありますが、参考表から正式な表になったことで何がどのように変わるのでしょうか。何か中身的な変化があったりするのか、位置付けの違いなのか、その辺の違いを教えていただければと思います。

○**樫委員長** よろしくお願いいたします。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室** 御質問ありがとうございます。まず、令和2年4月のときに取りやめた経緯ですが、当時、この建築物の数、床面積を今回も再公表していますが、それに加えて、工事予定額を出しておりました。ただ、この額については市区町村別ですので、数が少ない市区町村別については秘匿処理ということをしておりました。この秘匿処理のせいで時系列分析ができないということがありましたので、これは一回取りやめた方がいいかなということで、所要の手続を踏みまして取りやめたところですが、ただ、先ほど菅先生からもお話がありましたが、意外にニーズがあるということで、再度、参考表という形で令和5年4月から掲載していたところですが。

2つ目の位置付けについては、特に公表するものとしては変わらないので、位置付けの変更ということで考えております。工事費予定額は引き続き非公表という形になりますけれども、そのほかの建築物の数、床面積については、位置付けの変更ということで考えております。

○**松村委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

佐藤先生、手が挙がっております。よろしくお願いします。

○**佐藤委員** 佐藤でございます。御説明ありがとうございます。

いずれの取組も大変結構だと思えました。既に白塚先生が御指摘の用途分類の変更ですが、資料の5ページを拝見した限りだと、これまで37区分が7区分で公表され、かなり減ると思いますが、これまでの37区分が7区分ではどこに入るのかというような、新旧対照表みたいなものを取りあえずe-Statでも公表していただければ、何がどこに入ったかが

分かるので、そういうことも御検討いただければと思いましたが、いかがでしょうか。

○**樫委員長** これも御回答いただければと思います。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 御指摘いただいているのは、中分類の項目についてですか。

○**佐藤委員** はい。中分類を廃止して、建築確認申請の用途区分が72になって、それを7区分で公表というふうに理解したのですが。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** すみません。まずは、流れとしまして説明させていただきたいと思います。今、現行の中分類が79区分ありますが、これを72区分に変更させていただきます。この72区分を踏まえて、ここを更に使途区分項目、例えば工場とか学校といった使途区分7区分に振り分けるといような作業で、結果的には、年次、年度次においてはこの72区分も公表しますので、この72区分という素材を生かした形での公表になると思います。

○**佐藤委員** そうすると、今までの中分類の79が何になるかという、対応というのは一律に決まるわけですか。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 今それを検討しているところでございまして、中分類79区分を72区分に変更し、その後使途区分7区分に振り分けますが、この振り分け方は、作業しているところです。

○**佐藤委員** 分かりました。対応表があったらこれまでのものとの違いというか、継続性も分かりやすいかと思ったので、御参考までに意見を述べてみました。

ありがとうございました。

○**樫委員長** 佐藤先生、どうもありがとうございました。恐らくその対応表をきちっと作ることが、最初に白塚先生の言っていたらっしゃったようなことにもつながってくるのかと思って伺いました。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。国土交通省から、建築着工統計調査における多様な改善の取組について御報告いただいたところです。これに対して白塚先生、関連する質問とコメントとして佐藤先生、用途分類に関する問題ということ。それから、今回、今までの一時やめていた市区町村集計につきましても、菅先生、あるいは松村先生からコメントを頂戴したところです。これはそれぞれ、むしろ結果的には、やっていたこと、今回改善していただいたことを評価した上での御意見だったと思いますが、今後、遡及推計も含めていろいろなことを考えていただく必要があるだろうということかと存じました。

本調査は、基本的にはオンライン申請の方に対する利便性向上とか利用者ニーズ、まさに利用者から言われているということに対してきちっと対応すること、こういうことをやっていたことはまず高く評価すべきではないかと思っております。

統計委員会の指摘や、統計作成プロセス診断の結果といったことも踏まえて、それから国土交通省にいらっしゃる有識者の知見の活用を踏まえて、特に業務マニュアルを整備する、しかもそれ自身を幾つかの府省が情報共有しながらやっている展開を、水平展開と申

しますか、そういうことを考えながらやっていただいているという、そういう活動が着実に進んでいることは大変心強く感じるところです。

国土交通省におかれましては、統計の精度向上はもちろんですが、統計作成プロセスの改善、マニュアル整備、総合的な品質向上ということも国土交通省とともに、いろいろな府省を巻き込んで引き続き検討ないしは取組が続くことを期待します。是非よろしく願います。

どうもありがとうございました。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録は委員の皆様方に御確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされておりまして、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も御審議、誠にありがとうございました。次回の委員会につきましては現在調整中でございますので、日時・場所につきましては、また別途御連絡させていただきます。

事務局からの連絡は以上となります。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第204回統計委員会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。